

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父郡長瀬町大字野上下郷字横町二〇〇四番八地先から同郡同町大字野上下郷字横町二〇〇三番一地先まで	区間
一一・〇〇～一二・〇〇	七・六九～一二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四四・二〇	四四・二〇	延長 (メートル)
		備考